

ACUITY **LAW**

MONTHLY LEGAL ROUNDUP

DECEMBER 2022
acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Deni Shah、Gautam Narayan および Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャリング
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause.

今月の Monthly Legal Roundup は、弊社が 2022 年 12 月に発行した主要な法律・規制トピックに関する記事をまとめたものです。ご興味のある記事については、アクセスリンクをクリックして、詳細を御覧ください。

A. 破産倒産法 (INSOLVENCY LAWS)

1. 借地権：無形資産 (Leasehold right: An intangible asset)

倒産処理中の企業債務者を再生させ、継続企業として経営を維持することは、2016 年破産倒産法の根幹にあるものです。当該目的の達成を確実にするため、管財人は企業債務者の資産を管理することが求められます。会社法上訴審判所 (NCLAT) は、New Okhla Industrial Development Authority v. Amit Agarwal において、リースに基づく「借地権」が企業債務者の「資産」であるかについて取り扱いました。本記事では、企業債務者を継続企業として存続させるという法の目的に照らしながら、NCLAT が下した判決について考察しています。

[Read more.](#)

2. 仲裁判断執行中の債務超過 (No insolvency when arbitration award is in execution)

破産手続きは、一般的に債権者全体の利益を図るための救済手段であると考えられていますが、これらの手続きが個々の債権者による債権回収戦略として利用される可能性があることは否定できません。Shaikh Mohammed Tariq v. Aegis Forging Ltd. において、NCLAT は、同じ主題に関する仲裁判断が既に執行過程にある場合、企業債務者の破産開始申請書がどのように取り扱われるかを明確にしました。本記事では、破産倒産法の債権回収手続への転化を禁ずる NCLAT の判決について、解説しています。

[Read more.](#)

B. 紛争 (DISPUTES)

1. 訴訟と事前調停の免除 (Suits and exemption from mandatory pre-institution mediation)

インドでは、緊急の暫定的救済を伴わない訴訟は、2015 年商事裁判所法に規定された調停プロセスという選択肢を尽くさない限り、商事裁判所提訴することはできません。立法趣旨を明確にするため、マドラス高等裁判所は、K. Varathan 氏 v. Prakash Babu Nakundhi Reddy において、事前調停を回避するための救済が「緊急暫定救済」であるかどうかの判断基準について例示しました。本記事では、マドラス高等裁判所の判決内容およびインドにおける代替的紛争解決プロセスとしての調停に与える影響について、考察しています。

[Read more.](#)

2. **新たな展開：詐欺疑惑の仲裁可能性（New Development: Arbitrability of fraud allegations!）**

インドにおいて、詐欺は、紛争の仲裁可能性に対する包括的な例外とみなされていました。しかし、最近になってこの立場は変わってきており、インドの裁判所は、深刻な詐欺の申立を含む紛争のみを例外として判断しています。デリー高等裁判所は、最近の判決において、重大な詐欺の主張を含む紛争の仲裁可能性を判断するための 2 つの重要なテストを示しました。本記事では、当該判決が持つ意味について、考察しています。

[Read more.](#)

3. **上訴仲裁条項：あまり通らない道（Appellate arbitration clauses: a path less travelled）**

仲裁陪審団の決定を別の仲裁陪審団が見直すことを含む、多段階仲裁条項は、上訴仲裁条項として知られています。インドの法律学上は、再審査条項の有効性を認めていますが、契約において多段階の仲裁条項を選択することを躊躇させるという問題も存在します。本記事では、多段階仲裁条項を巡る複数の問題点を明らかにすると共に、我々の見解を延べています。

[Read more.](#)

4. **インドにおける略式訴訟入門書（Primer on summary suits in India）**

インドにおける略式訴訟とは、裁判所が必ずしも被告人の弁明を聞くことなく判決を下す手続きをいいます。略式手続きを経ることで、被害を受けた当事者は、迅速に債務を回収することができます。一見したところ、あまりに上手く聞こえる制度ですが、略式訴訟には独自の手続きと個別の要件が存在します。本入門書では、略式訴訟を起こすための詳細な手続きを中心に解説しています。

[Read more.](#)

C. **税法（TAX LAWS）**

1. **第 48 回 GST 理事会 - 最新情報（48th GST Council Meeting – Update）**

2022 年 12 月 17 日、名誉財務大臣を議長とする第 48 回 GST 理事が開催されました。本記事では、理事会での最新情報についてまとめています。

[Read more.](#)

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon

Off Ganpatrao Kadam Marg

Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in